

日本水夫長組合案内

趣意

日本の水夫長火夫長は世界の何れの國にもなき特殊の地位に置かれ特殊の仕事をして居るものにして、例へば水夫長の雇傭に關しては船長の補佐役として其の實際に當り、或はアトバンスに關係し又は部下全体の労働を指揮し、新海員には仕事を教へ、或は一身上のことに於て世話焼き、更に船主船長に對しては部下を代表して時に嘆願要求もなし、若くは船主對水夫火夫間の労働問題等の起れる場合には、必ず中間者として板挟みの地位に立ち、結局問題を解決せざるべからざる立場にある、これ實に諸外國に類例なきものにして全く特殊の地位にあるものである、こゝに於て我等日本の水夫長火夫長は全國的に團結し互の地位を支持し職務を全ふしなくてはなりません、願くば日本の水夫長火夫長諸君は一人も残らず御賛成の上御加盟を願ひます

綱領

- 一、我等は互に連絡し労働紛議を未然に防ぎ中間者の責任を全ふせん事を期す
- 二、我等は互に連絡し海員の幸福増進の爲めに技術を訓練し能率を挙げしめん事を期す
- 三、我等は互に連絡し海員の成績を通信し善良なる方向に指導せん事を期す
- 四、我等は互に連絡し親睦なる交際を結び各自其通の權利と利益を保護せん事を期す

規約

- 第一條 本組合は日本水夫長組合と稱す
- 第二條 本組合員たらんとする者は日本船舶の水夫火夫若くは嘗て水夫火夫長たりし者に限る
- 第三條 本組合事務所を横濱市若竹町三十六番地板倉方に置く
- 第四條 本組合は組合設立の趣意及び綱領の精神を貫徹するを以て目的とす
- 第五條 本組合の重要事項を議する時は左の組合員を以て協議會を組織す
 - 一、横濱に居合す水夫火夫長
 - 二、横濱海運船舶の水夫火夫長
 - 三、本組合は毎月一回左記の事項を組合員に報告す
- 第六條 組合の状況
- 第七條 組合の成績
- 第八條 組合の會費は一月金壹圓とし一回に三ヶ月分三圓以上づつ前納するものとす
- 第九條 但し休業中は免除す
- 第十條 本組合に有給の幹事兼會計臺名を置く
- 第十一條 本組合員に會計検査役を置く會計検査役は協議會にて之を選挙す
- 第十二條 本組合の事務所費、事務費、幹事手當は會費を以て之を支辨す剰餘金の生じたる時は之を郵便貯金とす
- 第十三條 本組合員は横濱入港の際には成可組合に會合するの義務するものとす
- 第十四條 水夫火夫長以外の者にして本組合の趣意に賛成し協議會の承認せしものを以て賛助員とす

加盟手續

賛成者は船名(休業中の者は元の船名)職名、氏名を「はがき」又は手紙にて、横濱市若竹町三十六番地日本水夫長組合幹事板倉定四郎宛に通信あれば當組合より助問するか、若くは書面にて返信致しまして一切の手續を終ります

成績

本組合は大正八年三月の創立にして、今日は組合員貳百余名に達し、基本金壹千餘圓を残し、其面目なる海員團體として世間に認められ、一朝必要ある場合は、職長級の組合なれば部下海員壹萬人を代表するの勢力を生じたり、一般海員の爲に盡して待遇を改善せしめ一方不良海員に對しては成績を組合員に報告し、部下監督の一助となし、又海員問題に對しては、中間者の組合の事として穩健にして公平なる意見を主張し、常に各方面を傾聴せしめつゝあり。